

マックス・ウェーバー夫妻の「二つの掟」問題

——ドイツ思想史の一齣——

中 村 貞 二

Der Handelnde ist immer gewissenlos. Es hat
niemand Gewissen als der Betrachtende.
("Maximen und Reflexionen" von Goethe)

一橋大学小平分校の小教室で、山田高生君たちと一緒にカール・レヴィット『ウェーバーとマルクス』の訳書を読んだのは、数えてみれば殆ど半世紀を遡る昔のことである。それがついこの間のことのように思われるのは、その後さまざまな事情から、同君と共同の研究作業に携わることが絶え間なく続いて、今日にまで及んでいるためであろうか。以下において私は、同君がその昔に手掛けられたことのある題材を再び取り上げ、私なりの論述を試みて、公私に亘る同君の長年の友誼に応えるよすがとしたい。

さて以下の論文に先立つ山田君の業績とは、第一に「マックス・ウェーバーのキリスト教平和主義批判——『二つの律法のあいだ』論争によせて——¹⁾」と題された論文、第二にその直接の延長線上にある翻訳「二つの律法のはざま²⁾」のことである。ここで「論争」とは、19世紀末ドイツに設立された市民的婦人団体の上部組織「ドイツ婦人団体連合」(Bund Deutscher Frauenvereine)の機関誌として、ヘレーネ・ランゲ(Helene Lange, 1848-1930)を編集者とする1893年10月創刊の月刊雑誌『婦人³⁾』の第23巻(1915/16年)における誌上討論のことを指して言う。論争は、

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

ゲルトルート・ボイマー (Gertrud Bäumer, 1873-1954)⁴⁾ とゲジーネ・ノルトベック (Gesine Nordbeck, 生没年不詳)⁵⁾ のあいだで展開されたが、これにはマックス・ヴェーバーが口を挟み、さらに半年後のことになるが、彼の妻マリアンネ・ヴェーバーが、意味上論争に繋がる論文を寄せたのである⁶⁾。上記山田論文ではマリアンネ・ヴェーバーの寄与は度外視されているけれども、私は、彼女とボイマーとの親交も考慮に入れて、論争理解のためにも、さらにマックス・ヴェーバー理解のためにも、彼女の所論 (VI) の検討が望ましいと思っている⁷⁾。この私の論文の表題に「ヴェーバー夫妻」とあるのはそのためである。

次に、論争のテーマは「二つの掟」である。ここで掟とは人間の行動を律する規範 (マリアンネ・ヴェーバーの表現では「福音の掟」と「祖国の掟」) のことであるから、ボイマーとノルトベックのあいだでは人間の内面のありかたが争われたことになる。マリアンネ・ヴェーバーの論文の表題からも窺われるとおり、戦争が上記のような内面的＝倫理的問題を提起したのだ。それゆえ私は、この論争を理解するためには、戦争の進行に伴なうドイツ人の内面の変化を理解することが不可欠であると考えた。ドイツの学徒兵の陣中書簡集二篇⁸⁾ を本論文の最初に紹介することになった理由の一半はそこにある。

この論争にはマックス・ヴェーバーも一定の関わりを持ったが (IV)、論争の審判役よろしく二人の婦人のいずれか一方に軍配を上げることが彼の仕事だったわけではない。そういう意味では彼は論争に直接関わってはいない。むしろ論争する二人の歴史的な立場のちがいを踏まえて、彼自らに「戦争の大義」と思われたことを展開してみせたのである。その世界政策的構想の詳細については山田論文を参照されたい。私の場合は、ここでもマックス・ヴェーバーの戦争体験の内面的理解に一層の注意を払い、またこの体験をめぐる彼の社会学的加工に私の関心は集中する。その辺の考察を以て本論文は一応締めくくられる。

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

以下叙述するところは一つの歴史的エピソードである。かと言って、まったく昔の物語というわけでもない。ヴェーバー夫妻がその最後段階を生きた国民国家の時代も、ヨーロッパの時代も、今では遠い彼方に去ったけれども、この「グローバル」な世界からは、「大義」を捏造する戦争も、戦争が提起する倫理的問題も、一向に消えてなくなる気配がない。過去に学ぶことも必要ではないだろうか。

- 1) 『成城大学経済学部創立20周年記念論文集』（1970年11月）205-222ページ所収。
- 2) マックス・ヴェーバー『政治論集1』（みすず書房、1982年）161-165ページ所収。
- 3) “Die Frau. Monatsschrift für das gesamte Frauenleben unserer Zeit.” この雑誌の第1巻（1893/94年）から第23巻（1915/16年）まではランゲの単独編集。第24巻（1916/17年）からはホイマーがこれに加わってランゲとの共同編集となるが、ランゲ没後ナチスによって“BDF”が解散に追い込まれる第40巻（1932/33年）まではホイマーの単独編集。本誌をめぐる小史は、収録論文の分野別総目次の編書のための解説を参照。Dorothea Frandsen, Vorwort, in: Die Frau. Gesamtverzeichnis der Aufsätze, hrsg. von Elisabeth Boedeker. Hannover 1968, S. I-XVI.
- 4) 1910年から19年まで“BDF”の会長、戦後ヴァイマルの国民議会とライヒ議会でドイツ民主党代議士を務めたホイマーには、ナウマンの思想的影響が濃いと言われる。姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』（勁草書房、1993年）はホイマー研究。その第4章は第一次世界戦争中の活動を扱っている。
- 5) マリアンネ・ヴェーバーがマックス・ヴェーバーの『政治論集』の編集にさいて、ノルトベックのことを「スイスの平和主義者」と注記した以外のことは不明であるが、ホイマーが誌上討論の論敵ノルトベックに向かって、「牧師夫人」(Frau Pfarrer) と呼びかけているところがある。
- 6) この4名の論稿と、さらに『婦人』誌編者の論争後記を、以下掲載順に一括して掲げておく。

Gertrud Bäumer, Zwischen zwei Gesetzen, in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 1 (Oktober 1915), S. 37-42 [以下 I と略記].

Gesine Nordbeck, Zwischen zwei Gesetzen? in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 4 (Januar 1916), S. 216-221 [以下 II と略記].

Gertrud Bäumer, Nachwort von Gertrud Bäumer, in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 4 (Januar 1916), S. 221-225 [以下 III と略記].

Max Weber, Zwischen zwei Gesetzen, in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 5 (Februar

1916), S. 277-279 [以下 IV と略記]. —Wiederabdr., in: Gesammelte Politische Schriften, 3. Aufl., hrsg. von Johannes Winckelmann, Tübingen 1971 [以下 PS³ と略記] S. 142-145; Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd.15, hrsg. von Wolfgang J. Mommsen in Zusammenarbeit mit Gangolf Hübinger, Tübingen 1984 [以下 MWG, I/15 と略記] S. 95-98.

Helene Lange, [Ein Wort als Herausgeberin], in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 5 (Februar 1916), S. 279-280 [以下 V と略記].

Marianne Weber, Der Krieg als ethisches Problem, in: Die Frau, 23. Jg., Ht. 12 (September 1916), S. 705-720 [以下 VI と略記].

- 7) マリアンネ・ヴェーバーの論述がマックス・ヴェーバーの研究と重なりあっているのは後に見るとおりであるが、彼女の自叙伝を繙くと、この年代、彼女は夫に全面的に依存していたことがわかる。彼女自身の活動と言えるものは「夫の死後ようやく始まったことであり、それも数年の間はまだ夫のほうを振り向きながらの歩みだったのである」(Marianne Weber, Lebenserinnerungen. Bremen 1948, S. 53)。彼女が夫の死の直前に、ボイマーの「命令」で引き受けさせられた“BDF”の会長の仕事も、夫の意にそむくものではなかったようである。Vgl. *ibid.*, S. 112, 120-121.
- 8) *Kriegsbriefe deutscher Studenten*, hrsg. von Philipp Witkop. Gotha 1916. viii+114 S. [以下 VII と略記]
Kriegsbriefe gefallener Studenten. In Verbindung mit den Deutschen Unterrichts-Ministerien, hrsg. von Philipp Witkop. München 1933. 349 S. [以下 VIII と略記]

1

開戦からやがて2年になろうとするころ、マリアンネ・ヴェーバーは戦争勃発当初ドイツの全階層・全党派を包み込んだ気分を次のように書き記した¹⁾。

「誰もが自分自身を乗り越え、もっと大きな全体に融合したと感じた。魂の高揚は個人的存在の限界を突き破った。孤独でちっぽけで貧相な我は、共同性の大河の中に流れ込んだ。我々の血は、共通の困苦と義務で結ばれた運命的仲間すべてに対する、かつて例を見ない無限の献身的愛情のために熱くたぎった。数世紀に亘って運命とされてきた巨大な世界史的な事象がいままさに起ころうとしているのだとの予感にうちふるえて、我々は本当に“民族”に統合されたと感じた。皆それぞれ

れが肢体として、同じ強い祖国愛によって結ばれ、苦しい時には同じ人間的運命と使命とによって結ばれた生ける有機体に統合されたと感じた。そうして、それぞれ別個の自我がそのような生ける統一体の中に沈みゆくとき、気付いてみれば自分自身、より高次の倫理的な品位が身についていることを覚るのであった。全体のためには無条件に己れを差し出すという覚悟から成る倫理的な品位が。」

しかしこうした非日常的状态が長続きするわけではない。興奮と陶酔の鎮静化は時間の問題である。戦地にあっては、無英雄的で機械的な灰色の軍務と戦死の日常化が日増しに進行する。他方、従軍しえぬ銃後の人びと、とくに婦人の場合、戦地の実情、兵士の心境は、出征した肉親や友人からの便りによって、初めてつぶさに知らされる。やがてそれは、現代の戦争をめぐる認識と反省の糧となるだろう。

あたかも開戦二年目のドイツに現われ、大量に流布することとなった『ドイツ学徒兵の陣中書簡²⁾』は、そうした省察を促す恰好の資料集としての意味を持った。マリアンネ・ヴェーバーはこの書簡集に深く動かされた。そうして「二つの掟」論争に触発された、国家と戦争と宗教をめぐる社会学的考察の導入部を、本書からの無数の引用で埋めたのである。筆者もまた、ドイツ国内における「二つの掟」問題の生成を理解する一助に、マリアンネ・ヴェーバーとは異なる仕方で、本書を利用するであろう。まず一人の学徒兵に照準を合わせ、その心境の推移を読みとることから始めよう。この学徒兵の手紙は上記編書の中に都合五通が収録されているが、そのうちの一通は編者の意図に最もよく沿うと考えられたためか、特別な扱いを受けている³⁾。彼は開戦早々の東部戦線に従軍するなかで、西部への移住を余儀なくされたドイツ人の家族集団の一致協力、相互援助の光景から強い印象を受け、開戦三か月を経たのち、次のように総括している⁴⁾。

「戦争は人間を物質的なしがらみから抜け出させた。……われわれは皆、出征するまではちっぽけであった。惰眠を貪っていたのだ。それ

がなんと、今ではそれぞれみな大きくなり、自分の殻を突き破った。大いなる運命を肌身に感じるとき、自分だけのちっぽけな喜び、悲しみが潮の引くようになってしまふとは。」

しかし、すでに戦争の酷薄さを彼が知らなかったわけではない⁵⁾。

「おぞましいことについてはまだお便りしませんでしたね。……僕にとって最もおぞましいのは、人間と動物たちが酷使に耐えかねて苦しみもがくさまです。たったいま私の最初の馬を土に埋めたところです。すばらしい馬でしたが、死んでしまうほど酷使されたのです。僕が殺したのです。僕のようにおとなしい人間が一頭の馬に拍車をかけ続け、ついに死に迫りやるなどということが信じられますか。が、ほかにどう仕様もないのです。前進、ただ前進あるのみです。この駆り立ては一体どこまで続くことか。動かなくなった車馬のわきには誰かがいて、不可能と思われることを馬の中から引っ張り出そうとして、脅したりすかしたりしながら騎兵に無理強いするのです。かわいそうな動物は動きません。するとわきにいる者が鞭を取り上げて、無惨にも獣を打ちすえます。また動き始めるまで。動物に対して出来もしない要求をつきつけ続けねばならないとは、なんとという情ないことでしょう。ここでは一切が力を超えています。不可能が可能とされるのです。誰かが立っています。そして怒鳴りつけます。ぶっ倒れてしまうまで。——あるいは、高熱で燃えるような眼をした兵隊が僕のところへやって来て、もうだめですと泣いて訴えます。すると僕は、頭痛か、結構じゃないか、とっとと消え失せろ、すすめ、と叱りつけます。そんなことが信じられますか。でもそうするよりほかないのです。もう限界です。……」

こうした辛い日々からさらに三か月近くが経ち、戦争も二年目に入った某日、ようやく彼は母へ誕生祝いの手紙を書くゆとりを見いだし、昨秋の誕生日に起こった出来ごとを、めんめんと書き綴る。この日偶然ユダヤ人

の少女に出くわし親しく言葉を交わすうちに、民族と戦争にかんするそれまでの確信が揺らぎ始める。——今日は僕のお母さんの誕生日だよと彼は言う。恐ろしげなドイツの兵隊にも母親があったのかと、怪訝しげに少女は、息子を戦場に送った母の悲しみについて問い、彼をうろたえさせる。虚を衝かれたのである。手紙の文面にはこうある⁶⁾。

「僕は少女に言いました。“ドイツの母親は息子の出征を誇りにしてるんだよ”と。こう言いはしたものの、ここではそんなヒロイズムはなんの意味も持たないのだと気づきました。この人たちは戦争を恐ろしいこと、厭うべきこととしか見ていなかったのです。そのほかの言い草は根も葉もない嘘っぱちです。“でもお母さんは泣いてるわ”と少女は言い、首を振りました。“お母さんは泣いてるわ”。——彼女のほうが私よりも正しい、ドイツ人の活動、ドイツ人の祖国愛を誇りに思っているわれわれの誰よりも、彼女のほうが正しい、そのように思われてなりません。それは、いかに大きい民族の動きにあっても、その究極のところには、単純な人間の一人ひとりがあるばかりだからです。父が、母が、男が、いや息子が。そのほか一切のことは、時として、憑き物が落ちるように突然消えてなくなります。こんなことをプロイセンの将校が書いていいものか、私にはわかりません。でもそんな感じに打たれることがよくあります。」

学徒兵が開戦当初の興奮から醒めるのに時間を要しない。以下なお別の学徒兵たちの手紙を取り上げ、彼らの心境が変化していくさまを描き出してみたい。(『ドイツ学徒兵の陣中書簡』ばかりでなく、後年の『戦歿学生の陣中書簡』をも利用する。)

なによりもまず、塹壕戦という戦闘形態が、往時の戦争で見られたような、呐喊と玉砕に憧れを抱かせるほど、彼らの神経を疲弊させ破壊していることに注目したい⁷⁾。この「誇るべき」戦争の実態は彼らの想像を絶するものであったのだ。野戦病院に転属を命じられた医学研修生は、現代戦

の非人間性に直面してこう書いている⁸⁾。

「ともかくこんな戦争は一刻も早く終りにしなければならない。こんなに陰険で残忍な大量虐殺は。……こんな戦争を続けるのが人間らしいことなのか。」

厭戦気分はまず生に対する強い憧憬と執着を生み出す⁹⁾。野戦病院の死の床にある者は、まだ内地にいる親しい者に向かって、「君は人生がいかに素晴らしいかを知らない」と書き、忠告する、「生を享受せよ」と¹⁰⁾。そしてこれが彼の遺言となる。同じく他の学徒兵は、死の前夜、生への執着に揺れる心を、こう書きつけている¹¹⁾。

「大いなる人生を無造作に放棄してしまうのには、自分はまだ人生を知らな過ぎる。——死を軽んずる心、英雄的精神などは、自分の場合は恥づかしながら、極度に緊張し麻痺した感覚の陶酔の時、交戦の最高の興奮の時にのみ起こり得るのだ。その他の時は——あゝ、生命を断念することは極めて容易だと考え、始めは極めて軽率にそのことを話したが——今は“おゝ、女王様、人生は矢張り美しうございます！”」

時々刻々、死と隣り合わせの学徒兵は、文学や芸術を讚美し生の諸価値を渴仰するだけでは済まされない。生とともに死の意義に想いを致さねばならない。自らの死について納得していなければならない。なんのために死ぬのか。——「両親のため、兄弟のため、愛する祖国のため、僕にとってこれまで最高のものであった一切のもののため」とある学徒兵は書いた¹²⁾。あるいは、「卑しさと利己心が追放され、忠実と名誉とが再び昔の権利を取り返すような、美しい偉大な崇高なドイツに対する信仰のために、僕は戦い、恐らくはまた死にもします」と書かれている¹³⁾。が、そこにはまだ「英雄死」に寄せるロマンチズムが感じられる。自分以外のもののために悦んで命を棄てることができるというのは、所詮強弁にすぎぬのではないか。——ところが、ある学徒兵の次の述懐には、戦死に対する新しい意味づけを感じさせるものがある。戦死に対する意味づけの変化は、戦

争と国家に関する見方の変化の、明らかな別の表現ではなからうか¹⁴⁾。

「戦争の体験はわれわれを有限の囲いから解放してくれる。カオスの盃から汲んだ美酒の泥酔から解放してくれる。われわれが他者のため、同胞のため、故国のために死ぬことにまさる偉大さはない、と言いきることはできない。それよりももっと偉大なのは、われわれが自分自身のために、われわれの来たるべき生のために死ぬことである。死の浄化する力によって、生が、もっと純な、もっと澄んだ、永遠の諸価値に満ちた生が、再び与えられることである。」

生か死かではない。死を通過しての生。——「至福の憧れ」におけるゲーテの「死して成れ」(“Stirb und werde!”)の句が彼に語りかける。ひとりだけではない。別の学徒兵も、凄絶を極める戦場で、この「消滅と生成の古い歌」に強く惹きつけられている¹⁵⁾。さらに別の例。あたかもゲーテの誕生日、宿営地の藁布団の上で目を覚ましたゲーテに心酔するある学徒兵は、「矢庭に[“至福の憧れ”の収めてある]西東詩集に手を伸ばした。それはまさしく、本当に、拳銃の横に置いてあったのだ。」彼は自分を養ってくれたこの心の師への謝辞を綴る¹⁶⁾。

「なにか新しいことが始まった。そして今までとは異なる仕方である詩の意味するものがわかった。“この、死して成れ！このことを、ついに会得せぬかぎり……”」

「死して成れ」によってようやく戦死に備えることのできた彼らは、もう身の不運を嘆くことも戦争を呪うこともないだろう。再生の予感に身を委ね、「諦念の幸福」(ピールショウスキ)のなかで死を迎えることになるだろう¹⁷⁾。

不意の死が兵一人びとりの心に住みつく。「愛する祖国」も「偉大な戦争」も、もはや彼ら孤独な人たちを奪い去ることはないだろう。国家は依然として生のための条件ではあっても、すでに自分から隔たった外なるもの、よそよそしいものになっていよう。そうではないにしても、国家と戦

争は今や「二つの顔」を持っているにちがいない¹⁸⁾。いずれにせよ、戦場における彼らの苛酷な体験と内面的葛藤は、銃後の論壇において、「二つの掟」問題という形で再現されることになる。

1) VI, S. 706.

2) VII. 最初の版は1915年刊。編者のフライブルク大学ヴィットコップ教授は緒言において言う。——「親密な手紙、公表する考えのない内心の告白、作為なき、なまの声こそが私にはとくに貴重である。それらの奥底で語っているのは、個人的でないもの、個々人を超えるもの、すなわち時代であり民族である」(Philipp Witkop, Zum Geleit, VII, S. vii-viii) と。

なおマリアンネ・ヴェーバーが『婦人』誌論文(VI)のために引用したのは、1916年に刷られたものである。同じ1916年には第2版(6,000部乃至8,000部)の表記のあるものが別に印行されているが、これは体裁・内容とも、マリアンネ・ヴェーバーが引用した刊本と全く同一であって、新版とはなしえない。

序でにマリアンネ・ヴェーバーの引用について一言しておく、引用箇所がいちいち挙示されない点は許容しようとしても、引用符の付された文または語句が底本の中にない場合が、私の不注意でなければ、稀ではなかった。編者名を Th. Witkop と誤記している点も杜撰のそしりを免れないであろう。

3) 学徒兵たちの陣中書簡は、西部戦線からのものと東部戦線からのものと大きく二分されているが、当の学徒兵(Walther Harich)の1914年11月4日付の手紙だけはそのいずれにも排列されず、全体の冒頭に置かれているのである。因にヴィットコップ教授は戦後『戦歿学生の陣中書簡』を新たに編集公刊し、その普及版(VIII)は見事な邦語訳書(高橋健二[抄]訳『ドイツ戦歿学生の手紙』岩波新書、1938年)になってもいるのだが、この全く新しくなった第二の『陣中書簡』には、あの学徒兵の手紙が一通も収録されていない。おそらく戦歿を免れて帰還したのであろう。

4) Walther Harich, den 4. November 1914, VII, S. 1, 3.

5) Walther Harich, den 14. Oktober 1914, VII, S. 70-71.

6) Walther Harich, den 6. Januar 1915, VII, S. 95.

7) Vgl. z. B., Otto Heinebach, den 22. September 1915, VIII, S. 205. (高橋訳, 上掲書, 136 ページ)

戦闘形態の変化は英雄性の形態変化をもたらす。「兵の一人びとりが突撃で勇気を証明できるような場所に戦いはありません。それは昔のお話でしょう。今では兵の全員が、身も心も耐えがたく思われるのに、なおもじっと持ちこたえるという、ひとつの英雄的精神があるばかりです。……とても耐ええないようなことが、これでもか、これでもかと押し寄せてきます。」(Fritz Klatt, den 16. Oktober 1914, VII, S. 72-73)

8) Robert Otto Marcus, den 27. März 1915, VII, S. 56-58.

- 9) 「この戦争があらゆる予想と予期を越え従来戦争には見られなかった恐ろしい様相を呈するに至っては」とマリアンネ・ヴェーバーは書いている、「かの日々の魂の飛翔も自己犠牲の陶醉も、もはや持ち続けることがなくなかった。共通の理念的な財と共通の運命によって万人が結ばれあっているとの感情は、早くも力を失なって、再び生の他の諸価値が人びとの心を占め始める」(VI, S. 707) と。
- 10) Max Kobothe, den 2. Dezember 1914, VII, S. 103.
- 11) Hans Martens, den 12. Mai 1915, VIII, S. 103. (高橋訳, 上掲書, 64-65 ページ)
こうしたドイツの学徒兵の苦しみは、時空を越えて、日本の学徒兵の圧倒的な共感を呼んでいる。しかし開戦当初のドイツ人の高揚感にはついて行くことができない。——「これはきわめてロマンチックだ。……私たちの出征は1914年のヨオロッパのように流行的なものではなかった。」(日本戦没学生記念会編『新版第二集きけわだつみのこえ』岩波文庫, 2003年, 215ページ) ——思うに日本の学徒兵は最初から醒めていたのだ。いや、第二次世界戦争の同時点で比較するなら、ドイツ人もまた日本人と同様に、あの「ロマンチック」な高揚感にはついて行けなかっただろう。シュテファン・ツヴァイクは、1914年の世代と1939年の世代の、戦争に対する見方、感じ方の落差を、次のように印象ぶかく描き出している。——1939年のときも「人びとは命令に従った。しかし歓呼の声をあげることはなかった。人びとは前線へ赴いた。しかしもはや英雄を夢みることはなかった。」(Stefan Zweig, Die Welt von Gestern, Stockholm 1942, S. 264)
- 12) Rudolf Fischer, den 18. November 1914, VII, S. 25; VIII, S. 18. (高橋訳, 上掲書, 15-16 ページ)
- 13) Emil Alefeld, den 30. November 1914, VIII, S. 24. (高橋訳, 上掲書, 24 ページ)
- 14) Hans Fecht, den 9. Oktober 1915, VII, S. 54.
- 15) Otto Helmuth Michels, den 11. Oktober 1917, VIII, S. 334-335. (高橋訳, 上掲書, 184 ページ)
- 16) Fritz Klatt, den 25. und 28. August 1914, VII, S. 60-61.
- 17) ビールショウスキは、難解とされる「至福の憧れ」(“Selige Sehnsucht”)に以下の注釈をつけている (Albert Bielschowsky, Goethe. Sein Leben und seine Werke. Neuarbeitet von Walther Linden. Bd. 2, München 1928, S. 77)。——「“至福の憧れ”の中に自己を放棄しようと、ゲーテは[夜の]蝶に身をやつし神の焰に向かって飛んで行く。かくて凡庸な地上の人間は焼かれ、永遠の人間が生み出される。
この、死して成れ！ このことを、
ついに会得せぬかぎり、
お前は暗い地の上の
暗く悲しい孤客にすぎぬ。
(生野幸吉氏の訳による)」

- 18) 「はっきり言えるのは、この戦争では、人間における崇高なこと、倫理的に価値多いことが比べようもないくらい素晴らしく示されたけれども、同時にまた、悪しきこと、厭うべきことも示された、ということである。どちらの面がまさっているかを比較考量するなど、とてもできたことではない。……戦争の実相をなんとか追体験しえた人の眼には、倫理的な光のもとで見る戦争は、謎めいた恐るべき二つの顔を持っている。」(VI, S. 711)

2

開戦から1年以上が経過して、東部戦線でドイツ軍が大勝利を収めたころのこと、某日某所で行われた「感謝の祈祷式」における聖職者の説教¹⁾を、ポイマーはある違和感を以て聴いた。彼説教師は旧約聖書『詩篇』33を引きながら、この戦争は神に選ばれた正義の民による不義の民に対する戦い、つまり「神の裁き」に他ならぬと言い放ったのだ。ポイマーはその好戦的な言辞に眉をひそめた。とはいえ彼女は、この戦争をば「文化の崩壊」を招く蛮行だとする平和主義者に同調していたわけではない。彼女から見れば、祖国のために一身を抛つことの尊厳を平和主義者は知らない。戦争と戦死を人類「最大の悪」として忌避する彼らは、私的感情に惑溺して世界の現実に眼を閉ざす者ではあるまいか。このような疑念を拭うこともできない。キリスト者、しかも聖職者の間での一方における好戦と他方における反戦、そのいずれにも与しえぬところから「二つの掟」をめぐるポイマーの考察が始まる。

「二つの掟」とはなにか。ポイマーによれば、一般的には「生の掟」あるいは「今生の掟」(Gesetz des Lebens)と「愛の掟」(Gesetz der Liebe)のことである。戦争に引きつけて言えば「祖国愛の掟」(Gesetz der Vaterlandsliebe)と「隣人愛の掟」(Gesetz der Nächstenliebe)である²⁾。一方の掟は「愛国」を命じ、他方の掟は「愛敵」を命じる。ただひとつの倫理的な掟の下にあるというのではなく、二つの掟の「あいだ」に置かれて苦しみ悩みつつ生きるのが人間の現実の姿ではないのか。彼女は言う³⁾。

「われわれはこの二つの掟の葛藤のさなかにあつて、闘いの毎日に明け暮れている。しかも人間の精神力の究極のものは、この二つの掟の並存の中でこそ示されるのだ、とこのように内面の声はわれわれに告げる。」

ボイマーに言わせれば、祖国愛に駆られて好戦の道を通り抜けることも、あるいは逆に文化の名において反戦の道に逃げ込むことも共にたやすい。そのいずれもが、二つの掟に眼を閉ざす者の歩む危ない道である。「二つの掟のはざま」にあるとの自己認識から、わが進むべき道は好戦でもなく反戦でもない、いわば第三の道以外にはないとボイマーは思いつく⁴⁾。

「一つの掟に従いつつも他の掟を否定しないような道はないものか。二つの掟が折り合えるような統一はないものか。」

ボイマーが祖国愛の掟に固執し続けるのは、戦争がドイツ国民の生命力、生長力の産物だからである。列強相互間の単純な誤解が戦争を生むというようなものではない。この戦争は起こるべくして起こったのだ。彼女は言う⁵⁾。

「ここ数十年の間に見られた文明発達の未曾有のテンポは、潜在的な権力闘争を激化させた。それは歴史発展の必然であった。いかなる倫理思想を以てしても、この闘争を解消するには至らなかった。」

ボイマーは口を極めて平和主義者を非難する。彼らは「ものごとを歴史的に見ることを知らず」その「嘴は黄色い」と。もしも戦争を回避する「正しい解決法」がありえたとするなら、戦場における何万人もの人びとの死は「犬死」(sinn- und zwecklos hingeschlachtet) だったことになるのではないかと声を荒らげもする⁶⁾。

しかし運命となった戦争、いつ果てるとも知れぬ戦争に対して、平和主義者の懐く人間的理想は無力なままに留まるのだろうか。ボイマーの行論を整理してみれば、彼女の答はおよそ次のようであるだろう。否、無力とは言えない。ドイツ国民が自らの歴史的立場を絶対化するのではなくこれ

を相対化してみると、すなわち、ドイツだけでなく「敵もまた歴史発展の重圧の下で最善を尽くす義務を負っている」という地点にまで想倒するとき、そこにはすでに「友愛と正義」という人間的理想の場が開かれているのだ、と。これは好戦とも反戦とも異なる第三の道であり、「二つの掟が折り合えるような統一」の道なのだと、このようにボイマーは言いたいのである⁷⁾。

ドイツの歴史的境位に根ざしたボイマーの行論は、直ちに中立国の平和主義者の反撥を招いた。

ノルトベックは、二つの掟の「統一」(Einheit)を求めるボイマーの努力はおよそナンセンスだと言う。いずれか一方の掟に従う決断をしないかぎり、ひとは両方の掟に足を取られて「右往左往」を繰り返すばかりであろう。いかにも戦争は一つの内面的な問題を提起した。しかし平和主義者ノルトベックにとって、それは二つの掟の内面的葛藤の問題ではなくて、外からの強迫に対して果たすべき内面の義務の問題であり、キリスト者の信仰の試金石となる問題である。ボイマーに向けられた彼女の率直な疑問はこうである⁸⁾。

「私はキリスト者として戦場に赴かねばならないのか。民族と祖国のために、ひとに自分を殺させるばかりか、自分から人を殺すのが私の義務だとでも言うのか。」

戦争が運命になったというのも大国の身勝手な言い草にすぎない。外面の強迫に屈して平和への意志を放棄し、権力への意志に身を委ねただけではないのか。戦争の到来を、ヨーロッパ諸国民における諸力伸長の必然の結果だとしてこれを運命とみなすなど、文化ではなく野蛮の肯定である。これに荷担することは、「ヨーロッパのキリスト教諸国民の文化の崩壊」に手を貸すことである。ボイマー的な運命観は、キリスト教の敗北を自認するに等しい。ノルトベックは固い信念を吐露して言う⁹⁾。

「イエスの心を心とするキリスト者なら、互いの間で干戈を交えるこ

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

とは決してなしえない。世界がイエスを崇拜するようになればなるほど戦争は遠のき、戦争への呼び声も消えてなくなる。キリスト教が勝つか勝たぬか、戦争の歴史的必然性はそのことにかかっている。」

ノルトベックにとって掟の名に値するのは、かくてキリスト教の愛の掟以外にはありえない。祖国愛が、掟として、愛の掟と並び立つわけがないのである。

叙上の反論によって問題の争点が明らかになった。対立の根は第一に国家把握にあり、第二にキリスト教倫理の解釈にあった。ノルトベックの攻撃を受けて、ボイマーは先の論旨を以下のとおり敷衍することになった。

国家は決して領土拡張のための手段などではない。国家は国家として固有の「精神的＝倫理的意義」を有する。戦争を相互的殺戮としか見ない平和主義者は、この意義について盲目である。国家存亡の危機に際会して、祖国の存立のため、友人のために一身を賭する、これにまさる愛はないとキリスト教も教えているのではないか。いったい愛が政治・経済等々、俗世の営みを離脱したところで働くわけがない。俗世のもろもろの営みには「今生の掟」と総括できるそれ固有の掟がある。血なまぐさい戦争も、血を流さぬ商売上の競争と同じく、キリスト教の愛の掟の前提条件をなしている。だから「二重の掟」が平時にも戦時にも「生の全体を貫流している」のであって、ただ一つの掟しか知らぬ人生などありえないのである¹⁰⁾。

およそ生気溢れる人生のさまざまな営みが愛の名において瘦せ細らされてよいわけがない。俗な人生の営みが暴走しないようにこれに手綱をつける、これこそが愛の使命に他ならない。キリスト教の愛の掟は今生の掟を否定するのではなく、それとの緊張を保つところに意味があるのだ。だが「牧師の妻」ノルトベックにとって今生は悪の場でしかない。彼女はもうひとつの地上の宗教、言うなれば「祖国教」(Vaterlandsreligion)のあることを知らない。ボイマーは言う¹¹⁾。

「祖国教の信者は戦争の讚美者ではない。しかしながら、個々人の上

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

に在って個々人を支えているところの、民族の長久を願いつつ敢えて今生の一身を差し出すあの人間の偉大の前には、ふかく頭を垂れるものである。」

しかもなお祖国教の信者は「今まさにこの時、愛の掟の強く働く必要をひしひしと感じており」、「際限のない力くらべに止めを刺す講和の到来を望んでいる」とボイマーは言い、そこに二つの掟の「統一」という「論理を越える」境地を見いだして、ノルトベックとの論争にみずから幕をおろしてしまう¹²⁾。

『婦人』の誌上討論を私なりに整頓した結果は以上のとおりである。ノルトベックの澄明な主張はボイマーを追いつめる。激情に揺れるボイマーの議論は甚だ晦渋である。彼女は「右往左往」の難詰から逃れるために、二つの掟の統一を求めたようにも見える。しかしキリスト教の愛と「祖国教」の愛を、隣人愛と祖国愛を、愛の名において同列に置くことには、論理上たいへんな無理がある。暴力手段を伴わずざるをえない祖国愛を、敵をも愛せよという隣人愛と両立させるのは無理というものである。講和締結への道をキリスト教の愛に関係づけ、そこに「二つの掟」の「統一」を見るというのは、さらに奇妙な論理である。そうした無理を承知のうえで、ボイマーは「生は論理よりも大きく、熱く、力強い」と突っぱねて討論を打ち切ってしまう。

もし討論それ自体を取り上げて優劣を論ずるとしたなら、ノルトベックに歩があることは明らかである。しかし、たとえボイマーが議論に敗れたとしても、その発言の中には、なお聴くべきものが、ノルトベックの思考の埒外のもものが、あるのではないだろうか、このように私には思われる。ノルトベックの議論はそれなりに首尾一貫してはいるものの、戦うドイツ人の思想現実とは噛み合わぬ空論ではないだろうか。相互殺戮の場でお人間的であることを止めぬ学徒兵の苦悩は、総じて「二つの掟のはざま」に置かれた者の苦悩に通じていはいはしないか。このような疑問も次つぎに湧

いてくる。これは、数回の誌上討論で片のつくような勝負ごとではない。もっと歴史的に、またもっと原理的に考察されてよい重い問題であった。しかもたんなる象牙の塔の問題ではない。一国の戦争政策・外交政策にさえ関係なくもない一箇の思想問題だと言ってよかった。思うにヘレーネ・ランゲはその辺の消息によく通じていた¹³⁾。彼女がヴェーバー夫妻に誌面を提供しながら、しかも『婦人』誌がそれ以上論争に深入りすることを避けたのも、そのためであると解釈されよう。

- 1) いわゆる「戦争説教」である。河島幸夫教授の大著『戦争・ナチズム・教会——現代ドイツ福音主義教会史論——』（新教出版社，1993年）の第1章「第一次世界大戦と革命の間で」を参照のこと。
- 2) Vgl. I, S. 39-40; II, S. 216; III, S. 224-225.
- 3) I, S. 40.
- 4) Ibid.
- 5) I, S. 41.
- 6) Vgl. I, S. 40.
- 7) Vgl. I, S. 41-42.
- 8) II, S. 217.
- 9) II, S. 221.
- 10) Vgl. III, S. 222-224.
- 11) III, S. 225.
- 12) 実のところポイマーは、戦争の長期化とともにドイツ人が「二つの掟のはざま」に立たされて意気沮喪に陥ることを恐れており、国民の「世界観と意志の明確な統一」を図る必要を痛感している。Vgl. I, S. 41-42; III, S. 225.
- 13) ヘレーネ・ランゲは「国家的義務と魂の救いとの衝突は不可避である」とした上で、ポイマーを窘めるかのように、次のおり述べている。——「生の諸目的の調和は理想ではあっても現実となった例しは一度としてない。それなのに、戦争問題にかけて、ありうべくもない諸価値の統一、諸義務の調和を求めることは止めねばならない。」(V, S. 280)

「二つの掟」問題をめぐって、マックス・ヴェーバーとマリアンネ・ヴェーバーとの間には、明言するまでもない暗黙の了解事項があったと考え

られる。それは、この問題が古くて新しい永遠の問題だということである。なぜなら進行中の戦争は、イエスの出現とともに生じたこの倫理問題を改めて今日に呼び出し、ひとびとの胸につきつけたのであるから。もっともマックスのほうは、この点にかかずらうことで討論が実りあるものになるとは思っていないのだが、マリアンネのほうは、ポイマー／ノルトベック論争に交通整理の必要を感じたからであろう、「山上の垂訓」の復習から始めて、キリスト教における戦争の問題を、『婦人』誌上で歴史的に通観してみせるのである。

自然の情動の完全な克服を説くイエスの福音は、あらゆる世俗的文化と対立し、あらゆる生存闘争、ことに戦争を鋭く拒絶するものであるから、諸価値の巷に生きる者は、福音とのはざままで身を裂かれることになる。これが「二つの掟」問題の原点である。マリアンネ・ヴェーバーは言う¹⁾。

「俗世に巻き込まれ、これをイエスとは異なる価値観から肯定しつつ、しかもなお至福の愛の福音に心ひかれる者は、自分の生が二重の掟の下にあること、自分の行為と存在は解き難い矛盾から逃れえないこと、このことについて明晰でなければならないだろう。」

「二つの掟」のもとで苦悩するのはキリスト者個々人だけではない。キリスト教会そのものが初めからこの矛盾を抱え込んでいたのだ。マリアンネ・ヴェーバーは、その矛盾の解決の諸形態、すなわち「現世拒否」の福音と「現世」の諸価値との「妥協」の諸形態、従ってまた国家と戦争の容認の諸形態を、パウロから始めて中世教会と宗教改革を経由し、ふたたび問題の原点に回帰する今日に至るまで歴史的に概観するのであるが²⁾、それはマックス・ヴェーバーの「中間考察」の論述³⁾と大きく重なるものを持っている。ともあれそれによって、ノルトベックの「一つの掟」論の認識不足が衝かれたばかりか、ポイマーの「二つの掟」論における安直な「統一」期待も、同時に批判されたと見ることができるだろう。

同じことを世俗的文化に即して見るならば、国家は目的のためのたんな

る手段か、それともその存立のためには生命をも抛つことをさせる目的そのもの、自己価値とみなしうるか、という争点を吟味する作業となる。その結果マリアンネ・ヴェーバーは、「国民国家」が、自然的な価値としての「故郷」を越える理念的な価値を体したものとみなし、1914年の戦争を倫理的に是認して次のように述べる⁴⁾。

「ひとたび出現した強国としてのドイツは、世界の造形のために一石を投じうるが故に、将来の文化的人間の面相には、ドイツの特徴をもひとつ見てとることができるか、それともそこには他民族の特徴あるのみか、ということについて、小国の場合とは異なる意味で、子孫に責任を負っているのである。」

これは、徹底的現世拒否の原理を譲らぬノルトベックと袂を分かって、祖国愛の掟に固執するボイマーに、その限りでは荷担したことを意味するだろう。——マリアンネ・ヴェーバーはすでに夫の傍らに立っている。

『婦人』の誌上討論を読んだマックス・ヴェーバーは、ボイマーにあてて所感を記し、これが編集部を經由して同誌上に公表されることとなった。ボイマー宛の書簡が「二つの掟」問題をめぐる投書になったのである。『婦人』誌への掲載に当たって、ボイマーのそれと同じ「二つの掟のはざま」なる表題が付されたが、それがヴェーバー自身の発案になるものかどうか、甚だ疑わしい。というのは、彼の所感はキリスト教の愛の掟を棚上げにした上でのものだからである⁵⁾。

「福音はここの議論からはずしたらどうでしょうか。それとも本気で取り上げますか。しかしそうしてみてもトルストイの結論があるだけ。ほかのことは何も出てきません。」

これまで再三言及してきたように、ボイマーには「二つの掟」が惹き起こす内面的矛盾のための器官が備わっていないかのようにみえる。が、ともかくたしかに言えることは、鋭く対立する「二つの掟」の調和や統一に

ついて語られたことを、マックス・ヴェーバーは冗談としてしか受け取らなかったことである。彼の眼にボイマーは、キリスト教倫理を濫用するものと映ったかもしれない。マックス・ヴェーバーが知人ボイマーへの助太刀を買って出たという解釈は公認されたもののようにみえるけれども⁶⁾、助太刀するその以前に、彼は彼女の手軽な行論に痛棒を食らわせていること、私はこの点を力説しておきたい。ことは、その昔のナウマン批判と趣を同じくする。政治的考察における感傷の排除もしくは道徳の混入の峻拒である⁷⁾。ヴェーバーは二つの掟の調和ないし統一ではなくまさしく二者択一を、その決断を、ボイマーに迫ったと考えられる⁸⁾。そうして戦争を是認するボイマーの側に立ったうえで、彼は、「わが国の戦争の意味をめぐる討論は、歴史に対するわが国の責任 (unsere Verantwortung vor der Geschichte) なる観点を、さらに声を大に強調することによって補うると思えます⁹⁾」と書くのである。繰り返しになるが、マックス・ヴェーバーはボイマーにあてて、「二つの掟」そのものについての所感を記したのではなく、進行中の戦争を是認する立場から、この戦争の「意味」について¹⁰⁾、自己の確信を披瀝したのであった。

「歴史に対する責任」とはなにか。思うにヴェーバーの世代の責任意識は二重である。一方でビスマルク帝国を建設した父祖に対する責任、他方で世界史への参画という子孫に対する責任。むろん一は他なしにはありえない。ヴェーバーにこの二重の責任を負わせるものはなにか。「権力国家」(Machtstaat) としてのドイツである。フランス・ロシア・イギリスなどの「世界帝国」(Weltreiche) あるいは「世界征服的列強」(Welteroberungsmächte) の谷間に位し、スイス・オランダ・デンマークなどの小国 (Kleinstaaten) を周囲に持ち、遅れ馳せに「権力国家」として世界史上に登場したドイツ第二帝国のことである。——われわれは20年前のヴェーバーに出会う。あの時から「歴史に対する責任」の観念が、あたかも親の遺した「借金」(Schuldigkeit) のように、心の負担になっていたのだ。自分たちの

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

世代を指して、「政治的に偉大な時が通り過ぎたその後生まれたる者との呪いを祓うことができない¹¹⁾」と語っていたことを思い出そう。さて借金返済の時がめぐってきたいま、改めて彼は「歴史に対する呪われた義務と責務」(die verdammte Pflicht und Schuldigkeit vor der Geschichte) について次のように書くことができる¹²⁾。

「世界権力が、ということはずまり将来の文化の特性の決定権が、ロシアの官吏の職務規定と、たぶんラテン的な“レゾン”の入り混じったアングロサクソンの“ソサイァティ”の慣習とに、戦わずして二分されてしまうなら、将来世代、ことにわれわれ自身の後裔は、デンマーク人・オランダ人・ノルウェー人にその責任ありとはしないでしょう。われわれにこそ責任があると言うでしょう。それでいいのです。わが国は権力国家である、だからわれわれはそれら“小”民族とは違って、歴史のこの問題に一石を投ずることができる、それ故にこそ全世界があつた両権力で氾濫するのを防ぐという、歴史つまり後世に対する呪われた義務と責務は、われわれの肩に懸かっているのであって、かの小民族の肩には懸かっているのではありません。が、この義務をいやだと言うのなら、ドイツ帝国 [の建設] というものは、文化に悪影響を及ぼす類いの、金だけをかけた贅沢と化するでしょう。」

ボイマーにあてて上のように書いたのと前後して、マックス・ヴェーバーは、極右勢力のアジテーション（無制限潜水艦作戦による「勝利の講和」論）に対抗して、1916年10月27日、ミュンヘンで「ドイツの世界政策的位置」と題する講演を行っているが¹³⁾、やがて印刷されることになる悲壮感あふれるこの講演の中にも、「歴史に対する責任」の意識が貫いている。煩を厭わず引用を重ねよう¹⁴⁾。

「地球の文化の形成にかんして、後世は、スイス人・デンマーク人・オランダ人・ノルウェー人に弁明を求めることはあるまい。地球という惑星の西半分には、アングロサクソンの慣習とロシアの官僚制以外

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

のなにもない事態に立ち至ったとしても、後世は彼らを非難しはすまい。それでいいのだ。なぜならスイス人・オランダ人・デンマーク人は、この事態を阻止しえなかったからだ。しかしわが国は阻止することができた。世界征服的列強に挟まれた7,000万国民には、権力国家である義務があった。わが国は一権力国家であらねばならなかった。そうして地球の将来を決定する一翼を担うためには、この戦争に賭けねばならなかった。……名誉のため、地図の塗り替えや利潤のためではなく名誉のために、ドイツの戦争は行われている。ドイツの戦争は、わが国一国の生存のために行われているだけではない。わが国の権力の陰にいくつかの小民族がわが国をとりまいて生きているのだ。……列強間の勢力均衡のみが小国の自由を保証する。」

見られるとおり、マックス・ヴェーバーの責任意識は、先に引用したマリアンネ・ヴェーバーのそれと規を一にしている。多様に形成されるべき人類文化の将来の姿を、人相における民族的特徴の多様性になぞらえるやりかたまで同じである¹⁵⁾。ドイツの世界史的課題は、スイスのそれとは異なる。ノルトベックの議論は、ボイマーなどドイツ人には現実離れの空論としか思われない。ではドイツ人の現実とはなにか。権力国家という点で、いまやドイツはロシアやイギリスなど同じ立場にあるということである。こうして彼は断言する¹⁶⁾。

「わが国もまたひとつの権力国家である。そしてこの権力国家であるということが最後決定的な戦争理由に他ならない。」

「最後決定的な戦争理由」は、しかし固有にドイツ的である。ヴェーバーの主張に従えば、ドイツに固有の課題は「政治権力を断念した」スイス人の豊かな文化的可能性を擁護できるし、擁護しなければならぬ点にある。彼はこの点の理解を、すなわちドイツの対外的権力行使はドイツ人にとっては「悲劇」でしかないことの理解を、スイスの平和主義者に求めた¹⁷⁾。——なにもヴェーバーに限られることではない。この点につき補足するな

らば、ランケの学統に連なる歴史家、オットー・ヒンツェやマイネッケらの主張¹⁸⁾は、マックス・ヴェーバーのそれと完全に重なり合っているのである。すなわちヒンツェもまた、あの人相の比喩を用いつつ次のとおり書いている¹⁹⁾。

「われわれはたんにわが国自身の権力と独立のために戦うのではない。全民族の自由のために戦うのである。この地球の面相はアングロサクソンの特徴であってはならないし、モスクワの特徴であってもならない。われわれは単一民族の味気ない世界支配を望まない。これまで近代文化の地盤をなしてきたような、自由な諸民族・諸国家の、生き生きとした共存を望むものである。」

鋭く拒絶されるのは、一、二の世界帝国による世界支配であり、目標とされるのは世界における「列強の勢力均衡」である²⁰⁾。これは「ヨーロッパ諸国家体制」(europäisches Staatensystem)の現代版と言うべき「世界諸国家体制」(Weltstaatensystem)のことであって、この体制の下で人類文化の多様性は保証されよう²¹⁾。マイネッケもまた「パックス・ゲルマニカ」を狙うドイツという外国の嫌疑を一笑に付したうえ、諸民族と諸文化の共存する「ヨーロッパ諸国家体制」の新段階での継承が「ドイツの世界的使命」だと言うのである²²⁾。

「近世ヨーロッパ史の意味と経過は古代史の正反対のものである。それは世界帝国に行きつくのではなく、世界帝国に向かういかなる企てにも抵抗する強力な諸国民の、生命あふれる充満へと行きつくものである。」

諸民族の自由と諸文化の共存というのは、しかし、戦争の大義にかんする反省的思考の結果である。それはヨーロッパ内の一権力国家としての「ドイツの運命」からの帰結と考えられたが、所詮これは事後的な理由づけというものであって、それだけで開戦当初のドイツ人の感激を説明することにはならない。私はさらに一步を進め、戦争がドイツ人の内面に及ぼ

した作用を瞥見することから始めて、マックス・ヴェーバーの戦争と人間にかんする社会学的考察に接近すべく試みたい。——開戦当初のドイツでは一体なにが見られたのだろうか。

1) VI, S. 712.

2) VI, S. 712-714.

この概観の中でリアンネ・ヴェーバーは、ルターによる「職務と人格の二重道徳」説 (die doppelte Moral des Amtes und der Person) に最も注意を払っている。が、彼女も夫と共に、ルター的な問題解決の境地に安住しえない。なお筆者によるルター社会教説の批判的検討については、拙稿「“二国論”と負の遺産——ルター『お上について』を読む——」(『東京経大会誌』第233号, 2003年2月)を参照のこと。

3) Max Weber, Zwischenbetrachtung: Theorie der Stufen und Richtungen religiöser Weltablehnung, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. 1, Tübingen 1920 [以下RSと略記], S. 549-552. Wiederabdr., in: Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 19, hrsg. von Helwig Schmidt-Glintzer in Zusammenarbeit mit Petra Kolonko, Tübingen 1989 [以下MWG, I/19と略記], S. 494-497.

4) VI, S. 716.

5) IV, S. 278; PS³, S. 144; MWG, I/15, S. 97.

6) MWG, I/15, S. 93 [Editorischer Bericht]. Vgl. Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. 49.

7) 拙著『増補マックス・ヴェーバー研究』(未来社, 1999年)の第2章「初期ヴェーバーにおける社会改良と国民国家」を参照のこと。

8) ヴェーバーはJ・S・ミルを引合いに出していわゆる「神々の闘争」に論及するが、それによって彼は、ボイマーに二者択一を迫ったと考えられる。曰く。「純粹に経験の土台から出発するなら、ひとは……ひとつの神には行きつかず多神論に行きつきます。事実、(キリスト教的な意味で)“現世”に住む者は、多数の価値系列相互間の闘争以外のものを経験することはもとありません。……彼は、これら神々のうちの神に奉仕しようとするのか、奉仕しなければならぬのか、その選択をしなければなりません。……が、その選択をしたことによって、彼はかならず現世の他の神々のうちの一つの神ないしは二、三の神々との闘争に入り込むでしょう。いや、なによりもまず、キリスト教の神……からは、かならず遠く離れてしまうことでしょう。」(IV, S. 279; PS³, S. 145; MWG, I/15, S. 98.)

9) IV, S. 277; PS³, S. 142; MWG, I/15, S. 95.

10) とくにマックス・ヴェーバーにおいて目立つことだが、彼は「この戦争」(dieser Krieg)と言うところを、ことさらに「われわれの戦争」・「わが国の戦争」(unser Krieg), もしくは「ドイツの戦争」(deutscher Krieg)と言っている

ことに注意したい。

- 11) Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik* (1895), in: PS³, S. 24. Wiederabdr., in: Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 4, 2. Halbband, hrsg. von Wolfgang J. Mommsen in Zusammenarbeit mit Rita Aldenhoff, Tübingen 1993 [以下 MWG, I/4-2 として引用], S. 573.
- 12) IV, S. 277-278; PS³, S. 143; MWG, I/15, S. 95-96.
- 13) 親友ナウマンの要請に従い、この講演を文章化したのが「ヨーロッパの世界的列強の中のドイツ」(Deutschland unter den europäischen Weltmächten)であり、これは初めナウマンの『救助』誌特別号に掲載され(Die Hilfe. Wochenschrift für Politik, Literatur und Kunst, hrsg. von Friedrich Naumann, 22. Jg., Nr. 45 vom 9. 11. 1916, S. 735-741), さらにナウマンらの論稿とともに、一パンフレットに転載された(Deutscher Kriegs- und Friedenswille. Drei Reden. Berlin-Schöneberg o. J. [1916], S. 7-13)。この最後のものが決定稿としてヴェーバー『政治論集』初版に収録され、今日の『全集』にまで及んでいる。
- 14) PS³, S. 176-177; MWG, I/15, S. 192-193。
マリアンネ・ヴェーバーは夫の伝記の中でこの部分を「講演の結び」と称して引いているが、彼女による「引用」は実は「二つの掟のはざま」との合成作品なのである。故意に手を加えたものであろうが、すこしも不自然ではない。それくらいこの二つの作品は一体とみなしうる。Vgl. Marianne Weber, Max Weber. Ein Lebensbild, Tübingen 1926 [以下 LB と略記], S. 591.
- 15) 「ヨーロッパの世界的列強の中のドイツ」においてヴェーバーは、戦争を通してビスマルクの帝国建設を継承する決意を次のように表明している(PS³, S. 177; MWG, I/15, S. 194)。文中「後続く者」とはヴェーバー自身の世代のことを指すと解される。また、「怒りを含んだ力強い面相」とは、マリアンネ・ヴェーバーのいわゆる「ドイツの特徴」に相当する。
「[いま] われわれが立ち向かわねばならぬこの運命の力は、国民を導いて、世界史の上空を吹き渡る厳しく澄んだ大気のところにまで引き上げた。滅亡の淵と没落の危険を傍らに、引返しのきかぬ名誉と名声の險路を辿らせて。国民は、後続く者のために、あの大気の中に、怒りを含んだ力強い面相のあることを認めねばならなかったし、認めてよかったのである。」
- 16) PS³, S. 175; MWG, I/15, S. 190.
- 17) IV, S. 278; PS³, S. 144; MWG, I/15, S. 97.
- 18) 彼らはドイツの戦争理由につき、中立国とくにアメリカの理解を求めて、一書を編んだ。寄稿者には下記編者のほか、エーリヒ・マルクス、トレルチ、シュモラー、ハンス・デルブリュックなどがある。Deutschland und der Weltkrieg, hrsg. von Otto Hintze, Friedrich Meinecke, Hermann Oncken und Hermann Schumacher. Leipzig 1915.
- 19) Otto Hintze, *Der Sinn des Krieges*, ibid., S. 685.
- 20) Vgl. ibid., S. 678-679.
- 21) Vgl. Otto Hintze, *Deutschland und Weltstaatsystem*, ibid., S. 3-51.
- 22) Friedrich Meinecke, *Kultur, Machtpolitik und Militarismus*, ibid., S. 643.

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

このようなマイネッケの楽観的な信念は、戦争が経過するなかで揺らぎ始める。これについては拙著『フリードリヒ・マイネッケ研究——その歴史的・政治的思考における国民国家とヨーロッパ的世界』学位論文叢書Ⅰ（一橋大学一橋学会、1965年）の第2部第9章「“現代”とヨーロッパの危機」を参照のこと。

4

あの『陣中書簡』からは、血気にはやる若者たちが先陣争いをするような光景が浮かんで見える。ある学生は町中で「平服姿を見られるのが恥づかしいくらい」召集令状が来るのを待ち焦がれた¹⁾。この点マックス・ヴェーバーも人後に落ちない。ロシアに対する宣戦布告と動員の直後、1914年8月2日、予備役将校だった彼はハイデルベルクの衛戍司令部に志願して出、1年と2箇月のあいだ、専心軍務（内地勤務）に携わって、多数の衛戍病院の建設と管理に当たったのである²⁾。この間彼は、何度この戦争は「偉大で素晴らしい」(groß und wunderbar) と書いたことだろう。しかもどの手紙も申し合わせたように、戦争の結果を不問に付したうえ、「偉大で素晴らしい」の連発なのである³⁾。手放しの喜びように見える。政治の結果責任をあれほど強調したヴェーバーにして、この告白は一体なんとしたことだろうか。

開戦当初のドイツ人の感激——戦争がドイツ人に贈った贈りもの——を思い出してみよう。ある学徒兵は、「戦争は人間を物質的なしからみから抜け出させた」と書いていた。マリアンネ・ヴェーバーは、「全体のためには無条件に己れを差し出すという覚悟から成る倫理的な品位」を感得しえた喜びを記録した。国民の精神的指導者としてのドイツの教授たちは、挙って、「1789年の理念」を向こうに廻して「1914年の理念」が生まれたことを祝した⁴⁾。そうしてヴェーバー夫妻と同居する僚友エルンスト・トレルチは、ここに生まれた「ドイツ的自由」の理念を解説して、「全体に

対する自由な、意識的な、義務感に発する献身」であるとした⁵⁾。

マックス・ヴェーバーの場合も異曲同工である。彼は陸軍将校としてドイツ人大衆と接する中で、この戦争体験の「素晴らしさ」に酔っているかのようなのである⁶⁾。

「それはまったく期待しなかったことだ。戦果のことを言っているのではない。ここで見ることのできた、いや衛戍病院では毎日見られる、兵隊の“精神”のことを言っているのだ。これはまったく期待以上のものだ。少なくともこここの住民の精神もまた概して同様。こんなことは思いもよらなかった。これから先どんなことが起ころうとも、忘れられてはならないことだ。」

兵隊も住民も、その「精神」(“Geist”)によって、「真人間」(echtes Menschentum)であることを証明した⁷⁾。ヴェーバーの実感では、内面的に瀕死の状態にあったドイツが、戦争という劇薬によって「再生」(die innere Wiedergeburt)したのだ。「再生」の証は利害打算を超えた「個々人の自由な献身」(die freie Hingabe des einzelnen)だと言う。すなわち「ヨーロッパの世界的列強の中のドイツ」にはこう書かれている⁸⁾。

「国家は多くのことをなしうるが、しかし個々人の自由な献身だけは手に入れることができない。そうした献身なくしては、開戦当初のドイツの内的再生はありえなかったであろう。」

マックス・ヴェーバーは、言うなれば人間の中の純金の輝き——理想主義の発露——を見たのだ。かねてより「年金ヒステリー」のドイツ人を苦々しく思い、ドイツ社会の俗物化を憂えていたところに、「大文化民族」としての質を備えたドイツ人大衆を目の当たりにしたのであるから。その体験は、学業生涯の始まりから終りまで彼について廻ったあの難問——合理化する社会の中での人間の自由と尊厳の確保⁹⁾——が、戦争の勃発によって、奇しくも一瞬のうちに氷解したかのような「素晴らしさ」ではなかっただろうか¹⁰⁾。その印象が頗る強烈であったからこそ、ヴェーバーは

幾度となく、この体験は「忘れられてはならない」と書き、それは戦争の成否に関わらぬこととみなしたのであろう。大衆の心にも刻み込まれたこの体験は、やがてドイツの「再生」のための拠りどころと考えられることになる¹¹⁾。

いずれにせよ社会学者としてのヴェーバーは、この貴重な私的体験を放ってはおかない。1914年10月15日付の手紙では、例によって、この「偉大で素晴らしい戦争」は「体験する値打ちのあること」と述べているのだが、手紙はドイツ社会学会の共同設立者F・テニエスにあてられていることに私は注目したい。ヴェーバーは、他ならぬ社会学者として、「自由な献身」の「素晴らしさ」を、「体験する値打ちのあること」だと見ていたのではないか。開戦当初、国家の問題（戦争の遂行）にかんして、国家（権力国家）の側で望んでも所詮は叶わなかったことが、国民の側で自発的になされ、大量現象となって現われた、この事実は、社会学者の学問的関心をいたく刺戟したのではないだろうか。なぜならあの献身は、国家権力の強制ということでは説明のできない現象であって、「権力国家」の概念と対立するような事柄だったからである。この戦争体験をヴェーバーは宗教社会学研究の中に客観化してみせる。すなわち『諸世界宗教の経済倫理』の「中間考察」の核心的部分は、明らかに自身の戦争体験に社会学省察を施した産物に他ならない。

「国家が代表する事柄に対する、国家の強制しえない諸個人の自由な献身」とは、ひとつの宗教的事象である。そこでは死もまた「悦んで」受け容れられる¹²⁾。日常の、暈の上での死が、文明の進歩とともにますます「無意味」の死、つまり「犬死」になっていくとき¹³⁾、非日常の、「自由な献身」による戦死は、殉教の死と同様、「意味」ある「尊い」死と崇められる。兵士の一人びとりは、「自分がなんの“ために”死ぬのか、それを知っていると思ひこむことができる」からである¹⁴⁾。だがこうした「戦死の俗なる聖別」(die innerweltliche Weihe des Kriegstodes)を介して、国

家はついに「究極の“価値”でなければならない」との信念が拡がるにいたる¹⁵⁾。政治が「宗教倫理の直接の競争相手」になると言われるのは、こうしたことのためである¹⁶⁾。——ポイマーのいわゆる「祖国教」の成立である。

「祖国教」はキリスト教と並び立つものであった。しかし祖国教における戦死の神聖化は、キリスト者にとっては「兄弟殺しの讚美」でしかない。他方でイエスの「山上の垂訓」は、祖国教の信者にとっては「無品位の格率」でしかない¹⁷⁾。ポイマーのように「二つの掟」が「折り合えるような統一」を求めるのは白昼夢を見るの類いであろう。こうしてマックス・ヴェーバーとその妻は、戦争を「運命」として肯定するかぎり、ノルトベックを斥けてポイマーの側に立ちながら、しかも手軽に二足のわらじをはくようなポイマーには与しえなかつたとみることができる。

最後に付言しておきたい。国家を「究極の価値」あるものとみなすのは、言うまでもなく、一つの評価的立場であるが、そうした国家の神聖化はヴェーバーのものではなかつた。それは政治的判断を盲目の手に委ねるからである。もう一つの立場、それとは正反対の国家観もまた、同様に「意味ぶかく主張されうる」と彼は言う。すなわち、国家を神棚に祭り上げるのではなく、他の諸価値のための「下働き」の地位におく、つまり国家を「たんに技術的な補助手段」とみなすような立場である¹⁸⁾。そのさい「神聖」であるのは国家以外のなんらかの価値であって、国家はその価値実現のための手段にとどまる。国家の指導、権力の行使は、この手段性の自覚の下でのみ明晰でありうる。同時にしかし、それは「倫理上の罪」という負い目から逃れる道を自ら断つことを意味する¹⁹⁾。ヴェーバーが権力国家ドイツに負わされた義務のことを「呪われた義務」と言い、またこの義務を遂行せざるをえぬドイツの「悲劇」について語っていたことを想起しよう。——ドイツ一国の生存は言うに及ばず、スイスにも花開くドイツ文化の護持、人類文化の多様性の確保という目的のためには、ドイツの国家権

力を不可避の手段として採用せざるをえない、これは、キリスト教の神から「遠く離れ」、[神々の闘争]する世界に生きる者に残された唯一の選択肢である、1914年の「ドイツの戦争」は、あの高揚と共に、このような重い「意味」を携えて来たのではあるまいか。

いずれにせよ、ポイマーとノルトベックとの論争に口を挟み、出口の見えぬ戦争の大義につき、「世界征服的」な全ドイツ主義という国内の敵を向こうに廻して、ドイツの歴史的使命を説いたマックス・ヴェーバー²⁰⁾は、その後政治的発言の重点を外交から内政に移してゆく。その経緯と内容ならびに含意については、山田教授の簡にして要を得た叙述²¹⁾に譲って本稿を閉じたい。

- 1) Walter Limmer, den 3. August 1914, VIII, S. 7. (高橋訳, 上掲書, 1 ページ)
- 2) Vgl. I/15, S. 23-25; sowie Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 8, hrsg. von M. Rainer Lepsius und Wolfgang J. Mommsen in Zusammenarbeit mit Birgit Rudhard und Manfred Schön, Tübingen 2003 [以下 MWG, II/8 と略記], S. 782. Vgl. auch, Marianne Weber, LB, Kap. 16: Dienst, S. 525-560.
- 3) 旧友カール・オルデンベルク宛, 14年8月28日付の手紙——「戦果は問うところにあらず、この戦争は偉大で素晴らしい」(MWG, II/8, S. 782)。妹リリ・シェーファー宛, 9月8日付の手紙——「この戦争は、たとえどういう結末になろうと、本当に偉大で素晴らしい」(ibid., S. 792)。社会学者テニエス宛, 10月15日付の手紙——「この戦争はいかに厭わしくとも、やはり偉大で素晴らしい戦争です」(Max Weber, Gesammelte politische Schriften, hrsg. von Marianne Weber, München 1921 [以下 PS¹ と略記], S. 458; MWG, II/8, S. 799)。母ヘレーネ・ヴェーバー宛, 15年4月13日付の手紙——「なにはともあれこの偉大で素晴らしい戦争の体験。……この体験は戦争の結末がどうであれ、決して朽ち果てることはありません」(PS¹, S. 458-459)。
- 4) 「1914年の理念」を熱狂的に謳い上げたヴェーバーの若い友人、経済学者ヨーハン・プレングの言葉。——「いつかわれわれがこの戦争を記念する祭りを催すことがあるなら、それは動員を祝う日であろう。8月2日の祝日！内面的勝利の祝日！この日われわれの新しい精神が生まれたのだ。あらゆる経済的諸力、あらゆる国家的諸力を一個の新しい全体、全員が等し並に関与する全体に、固く統合する精神だ。新しいドイツの国家！1914年の理念！」(Johann Plenge, Der Krieg und die Volkswirtschaft. Münster 1915, S. 189f. Zitiert bei Görg Haverkate, Die Idee von 1914, in: Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 6, Stuttgart 1990, S. 90.)

なおドイツの教授たちの全体としての動きについては、私の旧稿「第一次世界大戦とドイツの教授たち」（『山口経済学雑誌』第15巻第2号、1964年7月）を参照のこと。これは第一次世界戦争の時期におけるドイツ「学者政治」の成立と展開を概観したもので、次のシュヴァーベの研究の紹介的論文である。

Klaus Schwabe, Zur politischen Haltung der deutschen Professoren im ersten Weltkrieg, in: Historische Zeitschrift, Bd. 193, 1916, S. 601-634. 今では同じシュヴァーベの次の著書を参照のこと。Klaus Schwabe, Wissenschaft und Kriegsmoral. Die deutschen Hochschullehrer und die politischen Grundfragen des Ersten Weltkrieges. Göttingen 1969.

- 5) Ernst Troeltsch, Die deutsche Idee von der Freiheit (1916), in: d. o., Deutscher Geist und Westeuropa, hrsg. von Hans Baron, Tübingen 1925, S. 94.
- 6) II/8, S. 792. これは、開戦直後の8月26日タンネンベルクで戦死した義弟を悼んで、妹のリリ・シェーファーにあてた手紙の一節である。
- 7) 先に引いた（注3）母宛の手紙にはこう書いてある——「われわれが一大文化民族であることは試験済みです。垢抜けした文化の只中で生活しながら、しかも国外にあっては酸鼻をきわめる戦争にじっと耐え抜く人びと、ところが帰国のさいには、わが国の大多数の兵隊がそうであるように、まことに礼儀正しくふるまえる人びと。これこそ真人間というものです」（PS¹, S. 458-459）と。
- 8) PS³, S. 170; MWG, I/15, S. 181.
- 9) 20世紀に入ってからの、病癒えたヴェーバーの有名な発言——「僅かに残る人間性を、魂のこの分裂状態から守るために、官僚制的生活理想のこの専制支配から守るために、何をこの機構に対置することができるか」（Max Weber, Debatterede auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik in Wien 1909, in: d. o., Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik. Tübingen 1924, S. 414. Wiederabdr., in: Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 8, hrsg. von Wolfgang Schluchter in Zusammenarbeit mit Peter Kurt und Birgitt Morgenbrod, Tübingen 1998 [以下 MWG, I/8 と略記], S. 363) ——は、1895年のフライブルク教授就任講演中の言葉——「人間の安穩にあらざる特質を、これこそわが国民の人間の偉大と尊厳をなすと感じとれるような人間の特質を、われわれは将来の人間の中に育てゆきたい」（PS³, S. 12-13; MWG, I/4-2, S. 559）——と、同じ問題圏の中にある。
- 10) マリアンネ・ヴェーバーもまた、この戦争を奇貨として「真人間」が出現したことに注目している。彼女によれば、昔の「呐喊の英雄」に代わる「慥壕の英雄」がそれであって、換言すれば冷静沈着に自己抑制をなす「禁欲の英雄」のことである。そうして彼女は言う、「戦争は人間的偉大の創造者ではないにしても、その展開と維持のための最も外的な機会ではある」（VI, S. 719）と。
- 11) 敗戦後、1918年11月24日付フリードリヒ・クルージュス宛の書簡においても、彼は、1807年以降のシュタインの改革を想起しつつ、ドイツの「再生」＝「内的再生」に対する牢乎たる理想主義的信念を披瀝している。——「われわれは110年前、世界に向かって示しました。われわれが、われわれだけが、

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

外国の支配下にあつて実に偉大なる文化国民のひとつでありえたことを。これをいま一度やってみようじゃありませんか。その昔、歴史はわれわれに、われわれだけに、第二の青春を贈ってくれましたが、今度は第三の青春を贈ってくれるのではないのでしょうか。私は決して疑いません。貴下もそうでしょう、やはり。」(PS¹, S. 484)

- 12) 夫を戦場で亡くした妹リリを慰めてやりたい気持ちからか、ヴェーバーはこう書いている。——「この戦争で斃れたとしても、それは美しく豊かな人生の代償と考えればよい、彼〔義弟のヘルマン・シェーファー〕ならそう思うことだろう。それからもちろん、お前とお前たちの子供のことを思うだろう。……」(II/8, S. 792)
- 13) 拙著『ヴェーバーとその現代』(世界書院, 1987年)の序説「現代とヴェーバー」を参照されたい。
- 14) RS, S. 548; MWG, I/19, S. 493.
- 15) Vgl. RS, S. 548-549; MWG, I/19, S. 493.
- 16) Vgl. RS, S. 548; MWG, I/19, S. 492.
- 17) Vgl. RS, S. 549; MWG, I/19, S. 493-494.
- 18) 国家にかんする二つの評価態度を並列してみせたのは「価値自由」論文の末尾, 1917年の加筆部分においてである。Vgl. Max Weber, Der Sinn der "Wertfreiheit" der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, in: d. o., Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3. Aufl., Tübingen 1968, S. 539-540.
- 19) 「諸文化価値を実現しうる人は、事情によってはただ、倫理上の“罪”を引き受ける人に限られる。とりわけ政治的行為の価値領域で認められることである。」(Ibid., S. 504)
- 20) ヴェーバーは、全ドイツ主義者のショーヴィニズムに対抗しつつナショナルインタレストを追求する、広義における平和主義者の会、「国際協調会」(Verband für internationale Verständigung. 1911年6月11日フランクフルト・アム・マインで設立集会)の発足と活動に協力している。拙稿「“国際協調会”(ドイツ・1911年-1914年)について——ヴィルヘルム時代の平和主義および平和運動(1)——」(『東京経学会誌』第146号, 1986年6月所収)を参照されたい。ヴェーバーのこの会との関わりについては、今では『マックス・ヴェーバー全集』I/8の「付録」の編者注記における調査報告が参考になる。Vgl. I/8, S. 459-461, 470-471, 475-476. ——なお「国際協調会」に関する一般的叙述として、中井晶夫『ドイツ人とスイス人の戦争と平和』(南窓社, 1995年)の第2部第1章「“国際理解のための連盟”とニッポルト」がある。
- 21) 山田高生『専門化の時代と職業倫理』(私家版, 2003年)の第3章「政治と倫理——ヴェーバーの政治論」。

マックス・ヴェーバー夫妻の「二つの掟」問題

[あとがき] 畏友山田高生君の成城大学教授退任を記念して書き始めた論文を終えるに当たり一言しておきたい。本論文は同君の30年以上も昔の研究をなぞる種類のものである。これは、マックス・ヴェーバー把握の大筋において食い違うものではないが、冒頭に記したとおり、対象の拡がりに関心のずれのために、ヴェーバーに限らず、扱った問題の全般に亘り、山田君の後塵を拝する拙論にも、解釈上の新味が少しは認められることになったのではないかと思っている。論文作成の過程で、同君は今回もまた、私のかずかずの質問に答えて下さり、巨細を問わず相談に乗って下さった。とりわけ同君の斡旋により、成城大学図書館参考係の温井賢二ならびに新井和之の両氏に、『陣中書簡』原本の検索をお願いできたことは有り難かった。その閲覧にいたるまでには、東京経済大学の安川隆司教授をはじめ多くのかたのお世話になった。この場を借りて御礼申し上げる次第である。 (2004年9月)